

特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5398730号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

エネルギー抽出船舶のナビゲーション用の監視
制御およびデータ収集システム

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国・カリフォルニア・92630・
レイク・フォレスト・コルタ・クレスト・ドラ
イヴ・24471
国籍 アメリカ合衆国
インテグレートッド・パワー・テクノ
ロジー・コーポレーション

発明者
(INVENTOR)

アンドリュー・ロマン・ギザラ
マイケル・ドミニク・チカリ

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2010-534105

出願日
(FILING DATE)

平成20年11月 6日(November 6, 2008)

登録日
(REGISTRATION DATE)

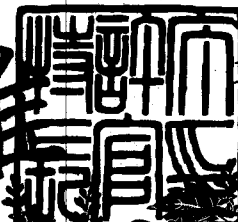
平成25年11月 1日(November 1, 2013)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成25年11月 1日(November 1, 2013)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

羽藤秀雄



特許証送付先

住所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号 グラ
ントウキョウサウスタワー 特許業務法人

志賀国際特許事務所

氏名
志賀 正武
様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5398730号
登録日 平成25年11月1日
出願番号 特願2010-534105
出願日 平成20年11月6日
請求項の数 24
納付年分 第3年分まで
受領金額 21,300円
受領日 平成25年10月22日

特許料の納付について

- ・特許権を維持するには、存続期間の満了(特許出願の日から20年)までの各年について所定の特許料の納付が必要です。
- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日(出願公告を経て特許になった場合は、公告日)の翌日を起算日として、納付済年分の満了日(以下「納付期限日」という)までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができま
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/index.j.htm>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成28年11月1日
第5年分	平成29年11月1日
第6年分	平成30年11月1日
第7年分	平成31年11月1日
第8年分	平成32年11月1日
第9年分	平成33年11月1日
第10年分	平成34年11月1日
第11年分	平成35年11月1日
第12年分	平成36年11月1日
第13年分	平成37年11月1日
第14年分	平成38年11月1日
第15年分	平成39年11月1日
第16年分	平成40年11月1日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 出願支援課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708